

---

プロジェクト 公正価値測定

項目 第 368 回企業会計基準委員会及び第 121 回金融商品専門委員会  
会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 368 回企業会計基準委員会（2017 年 9 月 8 日開催）及び第 120 回金融商品専門委員会（2017 年 9 月 14 日開催）の審議で聞かれたコメント・レター案に対する主な意見をまとめている。

## 第 368 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

### （質問 2 公正価値測定の開示）

2. 例えば、次の点からペーパー全体のメッセージが伝わり難いようになっており、工夫が必要と思われる。

(1) 質問 2(a) 公正価値測定に関する開示の有用性について、アウトリーチで聞かれた意見が記載されているが、異なる方向性の意見が十分に整理されずに並べられているように思われる。

(2) カバーレターの p. 3 で、「いずれの利用者も、レベル 3 の公正価値測定に関する『期首残高から期末残高への調整表』（IFRS 第 13 号第 93 項(e)) の有用性を認めていた。」という記述と、「次の開示項目の有用性が乏しい点について、一部の利用者と同様の見方をしていた。」の開示項目の 1 つに「期首残高から期末残高への調整表」があるのは矛盾しているように思われる。

→ 情報がうまく整理できていないとのご指摘と理解。検討させていただきたい。

3. カバーレターで、「アウトリーチを行った全ての利用者から、レベル 3 の公正価値測定の開示は有用であるとの意見が聞かれた。」は全体を正確に総括できていないに思われる。レベル 3 の詳細開示の有用性が情報要請のポイントであり、利用者からも有用性に懐疑的な見方があったことも加えるべきではないか。

→ 検討させていただきたい。

### （質問 3 レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け）

4. 少数持分出資の当初認識の論点は、公正価値（IFRS 第 13 号）の問題なのか、公正価値の測定範囲（IFRS 第 9 号）の問題なのか腑に落ちていない。当該投資に FVOCI 才

プションを適用していれば、利益に影響を与えることなく問題は生じなかったのではないか。

→ IFRS 第9号B5.1.2A項及びIFRS第13号第60項の規定により、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を純損益として認識することが当初認識時に求められるため、仮にFVOCIでも同問題は発生すると思われる。整理させていただきたい。

## 第121回金融商品専門委員会で聞かれた意見

### (質問2 公正価値測定の開示)

5. 「期首残高から期末残高への調整表」に関して、カバーレターの要約では、大まかな区分のみの表示による内訳の省略が可能との見解を示した利用者(コメント・レター第5項(2))についてのみ記載しており、期中の変動要因の情報は不要と考えると回答した利用者(同第5項(3))に関する記載はない。後者の利用者についても記載してはどうか。

→ 後者の利用者についても記載させていただく。

6. 前項の大まかな区分として、「取引」、「振替」、「評価損益」の3区分とされている点につき、「振替」とは何か。異なるレベル間の振替を意味するのか。

→ 確認させていただく。

7. カバーレターにおける「レベル3の公正価値測定の開示の有用性」の総括として、「アウトリーチを行った全ての利用者は、レベル3の公正価値測定の開示を分析の参考としていた。」と開始するのは、作成者が「開示の有用性を疑問視していた」中で、有用とする意見を強調しすぎではないか。

→ 有用性の議論においては、開示情報を実際に利用する利用者の立場を先に書いた方が伝わりやすいとの考えに基づいている。本レターだけではなく他のコメント・レターを作成する際にも同様の順序にしているもの。

→ (別の専門委員より) 利用者の間でも重きの置き方が違うなどの記述もあり、的確に要約できていると思われる。

### (質問5 公正価値測定に要求される判断の適用)

8. 市場が活発か否かの判断において、一部に情報収集が困難な場合があるとの指摘がある(コメント・レター第19項)一方で、評価は困難ではないとの意見(同第21項)もあり、第367回企業会計基準委員会でも分かりづらいとの意見があった。仮

に、市場で価格が入手しやすい商品しか保有していない先が困難ではないとしているのであれば、困難ではないとの意見はより短くした方が、分かりやすさが増すと思われる。

→ 検討させていただきたい。

**(質問6 教育)**

9. 養殖事業に関する意見は、これまで日本から主張してきた論点でないため、やや唐突感がある。掲載に至った経緯をお聞かせ願いたい。

→ 企業会計基準委員会で本事例に関する意見をいただいたもの。

→ (別の専門委員より) 特に強い意見ではないが、こうした視点もあるということを示すことに意味はあるかもしれない。

→ 本日頂いた意見を企業会計基準委員会に報告し、最終的に判断していただくこととしたい。

**(質問8 その他の事項)**

10. 公正価値ヒエラルキーがインプットのみで決定される枠組みについて、前回の専門委員会では、評価技法を高度化するほど観察できないインプットが導入されレベル3になってしまうとの問題意識と、評価技法が成熟していなければレベル3と見做すべきとの2つの見方があった。最終的に後者の記述とした理由は何か。

→ ご意見をいただいた作成者に趣旨を確認して修正した。

→ (別の専門委員より) レベル3になると懲罰的な開示が義務付けられることを考えれば、前者の問題意識の方が作成者の意見としては自然と思われる。

→ 現在の記述も活かしつつ、表現を工夫させていただきたい。

以 上